

○岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成30年7月2日規則第22号

**改正**

平成31年3月29日規則第16号

令和2年6月26日規則第22号

令和5年10月2日規則第32号

令和7年10月7日規則第27号

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩倉市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

**第2条** 条例別表第1の規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)

**第3条** 条例別表第2の規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第2の規則で定める特定個人情報は、別表第2の中欄に掲げる事務に応じ同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報)

**第4条** 条例別表第3の規則で定める事務は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第3の規則で定める特定個人情報は、別表第3の中欄に掲げる事務に応じ同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 2 日規則第 32 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 7 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	事務
1 条例別表第 1 の 1 の項	岩倉市子ども医療費支給条例施行規則（昭和 48 年岩倉市規則第 14 号）第 3 条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市子ども医療費支給条例施行規則第 4 条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市子ども医療費支給条例施行規則第 5 条に規定する受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市子ども医療費支給条例（昭和 48 年岩倉市条例第 3 号）第 4 条に規定する支給の範囲に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市子ども医療費支給条例第 8 条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務
2 条例別表第 1 の 2 の項	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則（昭和 53 年岩倉市規則第 10 号）第 4 条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第 6 条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第 7 条に規定する受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和 53 年岩倉市条例第 23 号）第 5 条に規定する支給の範囲に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第 7 条に規定する届出に係る事実

	<p>についての審査に関する事務</p> <p>岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第13条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>
3 条例別表第1の3の項	<p>岩倉市障害者医療費支給条例施行規則（昭和49年岩倉市規則第1号）第4条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第5条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第6条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第7条に規定する受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）第5条に規定する支給の範囲に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>岩倉市障害者医療費支給条例第8条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務</p>
4 条例別表第1の4の項	<p>後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>後期高齢者福祉医療費受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>後期高齢者福祉医療費の支給の範囲に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>後期高齢者福祉医療費受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>後期高齢者福祉医療費の受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>
5 条例別表第1の5の項	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務</p>

	生活保護法第24条第1項に準じて行う外国人の保護の開始又は同条第9項に準じて行う外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
	生活保護法第25条第1項に準じて行う外国人の職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う外国人の保護の職権による変更に関する事務
	生活保護法第26条に準じて行う外国人の保護の停止又は廃止に関する事務
	生活保護法第55条の4第1項に準じて行う外国人の就労自立給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
	生活保護法第63条に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する事務
	生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
6 条例別表第1 の6の項	日常生活用具給付等事業の申請に係る事実についての審査に関する事務
	移動支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務
	地域活動支援センター事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務
	日中一時支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務
7 条例別表第1 の7の項	岩倉市遺児手当支給条例施行規則（昭和50年岩倉市規則第2号）第3条に規定する支給の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
	岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）第9条第1項（第1号を除く。）及び第3項に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務
8 条例別表第1 の8の項	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務
9 条例別表第1 の9の項	就学援助の申請に係る事実についての審査に関する事務

10 条例別表第 1の10の項	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
--------------------	---------------------------------

別表第2（第3条関係）

区分	事務	特定個人情報
1 条例別表第2の 1の項	岩倉市子ども医療費支給条例施行規則第3条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）
	岩倉市子ども医療費支給条例施行規則第4条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市子ども医療費支給条例第8条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
2 条例別表第2の 2の項	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第4条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第6条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報

	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例第7条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る受給者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第13条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る受給者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
3 条例別表第2の3の項	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第4条に規定する受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第5条に規定する受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市障害者医療費支給条例施行規則第6条に規定する受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る受給者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市障害者医療費支給条例第8条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る受給者に係る住民票関係情報及び住登外者宛名情報
4 条例別表第2の4の項	後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	後期高齢者福祉医療費受給資格等の変	当該届出に係る受給者に係る市町村

	更の届出に係る事実についての審査に関する事務	民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	後期高齢者福祉医療費の受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る受給者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
5 条例別表第2の5の項	生活保護法第19条第1項に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務	生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	生活保護法第24条第1項に準じて行う外国人の保護の開始又は同条第9項に準じて行う外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	要保護者等に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	生活保護法第25条第1項に準じて行う外国人の職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う外国人の保護の職権による変更に関する事務	要保護者等に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	生活保護法第26条に準じて行う外国人の保護の停止又は廃止に関する事務	要保護者等に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	生活保護法第55条の4第1項に準じて行う外国人の就労自立給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	要保護者等に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	生活保護法第63条に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する	要保護者等に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛

	事務	名情報
	生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	要保護者等に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
6 条例別表第2の6の項	日常生活用具給付等事業の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	移動支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	地域活動支援センター事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	日中一時支援事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
7 条例別表第2の7の項	岩倉市遺児手当支給条例施行規則第3条に規定する支給の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者及び当該者の扶養義務者で当該者と生計を同じくする者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
	岩倉市遺児手当支給条例第9条第1項（第1号を除く。）及び第3項に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る受給者及び当該者の扶養義務者で当該者と生計を同じくする者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報及び住登外者宛名情報
8 条例別表第2の	就学援助の申請に係る事実についての	当該申請を行う者に係る住登外者宛

8の項	審査に関する事務	名情報
-----	----------	-----

**別表第3**（第4条関係）

区分	事務	特定個人情報
1 条例別表第3の1の項	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報
2 条例別表第3の2の項	就学援助の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村民税関係情報及び住民票関係情報
3 条例別表第3の3の項	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報